

金融商品の会計

1. 保有目的別会計
～現行制度と見直しの動き～
2. ヘッジ会計
～現行制度と見直しの動き～

売買目的有価証券（1）

- *時価の変動による利益を得る目的で保有する有価証券
- *B/S：時価評価 *評価差額：損益直入
- *売却原価：直近の決算において付した時価
- *区分変更時：
振替価額は振替時の時価
振替時の評価差額は運用損益としてP/Lに直入

売買目的有価証券（2）設例

1. A株式をX2年度の期中で1,600で売却
2. X3年度の期中でB, C株式をその他有価証券へ区分変更

	X1年度		X2年度		X3年度
	取得原価	期末時価	売却時価	期末時価	振替時価
A株式	1,500	1,400	1,600		
B株式	700	800		700	600
C株式	800	900		800	700
合計	3,000	3,100	1,600	1,500	1,300

売買目的有価証券（3）設例解答

- ①X1年度末
(売買目的有価証券) 100 (有価証券運用損益) 100
- ②X2年度期中 (A株式売却時)
(現金) 1,600 (売買目的有価証券) 1,400
(有価証券運用損益) 200
- ③X2年度末
(有価証券運用損益) 200 (売買目的有価証券) 200
- ④X3年度期中 (区分変更時)
(その他有価証券) 1,300 (売買目的有価証券) 1,500
(有価証券運用損益) 200

満期保有目的債券（1）

- *満期まで保有する意図のある債券
該当しない債券：
転換権の付いた社債、永久債、償還金額が固定していない株債リンク債等
- *B/S：償却原価（購入差額が金利調整の性格を持つ場合）
- *P/L：金利調整差額を利息法または定額法で有価証券利息として期間配分
(利息法については醍醐、pp.201～202を参照)

満期保有目的債券（2）

- *この区分への分類の要件
 - ①満期まで所有する意図が明確であること
市場金利や為替相場の変動、資金繰りいかんで売却が予想されるものは不可
 - ②他の分類に区分した債券を途中で満期保有の
カテゴリーに区分変更することは不可
- *満期前に一部を売却または区分変更した場合
 - ①残りのすべての債券を売買目的またはその他有価証券に振替え
 - ②以後2事業年度は満期保有目的に分類不可

満期保有目的債券(3)

*満期前に一部を売却したりまたは区分変更した場合

- ①残りのすべての債券を売買目的有価証券またはその他有価証券に振替え
- ②以後2事業年度(当年度も含む)は満期保有目的に分類不可

*区分変更が認められるケース
実務指針83項

満期保有目的債券(4)設例

- ①A社(3月末決算)はX1年1月1日にB社社債を9,400で取得し、これを満期保有目的の債券に分類した。取得価額と券面金額の差は金利の調整であった。
- ②この社債の満期はX3年12月31日、約定利率は年6%、利払いは毎年6月及び12月の末日
- ③購入差額は定額法で期間配分するものとする。

満期保有目的債券(4)設例解答

- ①X1年1月1日
(満期保有目的債券) 9,400 (現金) 9,400
- ②X1年3月31日
(未収収益) 150 (有価証券利息) 200
(満期保有目的債券) 50
- ③X3年12月31日
<最終の利払い>
(現金) 300 (未収収益) 150
(満期保有目的債券) 50 (有価証券利息) 200
<満期償還>
(現金) 10,000 (満期保有目的債券) 10,000

その他有価証券(1)

*長期的な時価の変動により利益を得る目的で保有する有価証券、業務提携等の目的で保有する有価証券等。長期的には売却が想定されるもの

*B/S:時価評価

*評価差額:

- ①B/S直入(その他有価証券評価差額金。税効果後) → 全部純資産直入法
- ②正の評価差額はB/S直入、負の評価差額はP/L直入 → 部分純資産直入法

*翌期首に洗い替え

その他有価証券(2)設例

- ①A社株式はX2年度の期中で、1,000で売却
- ②C社株式はX1年度末において減損処理
- ③実効税率は40%

銘柄	X1年度		X2年度	
	取得原価	期末時価	売却時価	期末時価
A社株式	500	800	1,000	
B社株式	800	1,200		700
C社株式	1,000	400		500
D社株式	2,000	1,500		1,300
合計	4,300	3,900	1,000	2,500

その他有価証券(2)設例解答

<全部純資産直入法の場合>

- ①X1年度末
(有価証券評価損益) 600 (その他有価証券) 600
C社株式の減損処理
(その他有価証券) 700 (繰延税金負債) 280
(その他有価証券評価差額金) 420
A社株式、B社株式の評価益の処理
(繰延税金資産) 200 (その他有価証券) 500
(その他有価証券評価差額金) 300
D社株式の評価損の処理
- ②X2年度期首
(繰延税金負債) 280 (繰延税金資産) 200
(その他有価証券評価差額金) 120 (その他有価証券) 200